

日本支援者支援学会ロゴデザイン使用規程

第1条（目的）

この規程は、日本支援者支援学会（以下「本学会」という。）のロゴデザイン（以下「ロゴ」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定め、本学会の社会的信用及びブランドイメージの維持・向上を図ることを目的とする。

第2条（権利）

ロゴに関する著作権その他一切の知的財産権は、本学会に帰属する。

第3条（使用の原則）

1. ロゴは、本学会の事業又は本学会が承認した目的に限り使用することができる。
2. 会員であることを理由として、ロゴを自由に使用することはできない。

第4条（使用申請）

1. ロゴの使用を希望する者は、会員・非会員を問わず、あらかじめ本学会事務局へ「日本支援者支援学会ロゴデザイン使用申請書」を提出し、承認を受けなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用申請を要しない。
 - (1) 本学会事務局が学会業務のために使用するとき。
 - (2) 本学会が主催する学術大会、学術集会、講演会、研修会その他の公式事業の運営のために使用するとき。
 - (3) その他、理事会又は会長が申請不要と認めた場合。
3. 使用目的、使用媒体、使用期間その他申請内容を変更する場合は、改めて承認を受けなければならない。

第5条（使用条件）

ロゴの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

1. 本学会が提供する公式ロゴデータを使用すること。
2. ロゴの色彩、形状、縦横比、書体その他のデザインを変更しないこと。
3. ロゴの一部のみを使用しないこと。
4. ロゴを回転、変形、加工、装飾、合成又はトリミングしないこと。
5. ロゴの視認性を損なう使用をしないこと。
6. ロゴデータを第三者へ提供、譲渡又は再配布しないこと。
7. 承認された目的以外には使用しないこと。
8. ロゴを使用して作成した印刷物、ウェブページ、動画、スライドその他の成果物について、本学会から提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

第6条（禁止事項）

次の各号に該当する使用を禁止する。

1. 本学会の信用又は品位を損なうおそれのある使用

2. 法令又は公序良俗に反する使用
3. 特定の政治活動、宗教活動又は営利活動への使用
4. 本学会が特定の商品、サービス又は団体を推奨若しくは保証していると誤認されるおそれのある使用
5. その他、本学会が不適當と認める使用

第7条（使用許可の取消し）

本規程に違反した場合又は本学会が不適當と認めた場合は、本学会は使用許可を取り消し、使用者に対しロゴの使用中止、成果物の回収又は修正その他必要な措置を求めることができる。

第8条（免責）

ロゴの使用に起因して生じた損害又は第三者との紛争について、本学会は一切の責任を負わない。

第9条（使用申請書）

ロゴの使用申請は、別に定める「日本支援者支援学会ロゴデザイン使用申請書」により行うものとする。

第10条（ガイドライン）

ロゴの使用に関する詳細は、別に定める「日本支援者支援学会ロゴデザインガイドライン」によるものとする。

第11条（規程の改廃）

本規程の制定及び改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程は、令和8年7月9日から施行する。

別紙

日本支援者支援学会ロゴデザインガイドライン

1. 使用するロゴ

使用できるロゴは、本学会事務局が提供する公式データのみとする。

2. 色

ロゴの色は変更してはならない。

モノクロで使用する場合は、本学会が提供するモノクロ版データを使用すること。

3. サイズ

ロゴは縦横比を保持したまま拡大又は縮小して使用することができる。

縦横比の変更及び判読が困難となる縮小は認めない。

4. 余白

ロゴの周囲には十分な余白を確保し、文字、図形、写真等を近接させないこと。

5. 背景

ロゴが明瞭に視認できる背景で使用する。

6. 禁止事項

次のような使用は禁止する。

- ・色の変更
- ・縦横比の変更
- ・回転
- ・変形
- ・影、縁取り、グラデーション等の装飾
- ・一部のみの使用
- ・文字や他のロゴとの合成
- ・トリミング
- ・加工又は改変

7. 使用申請

ロゴを使用する場合は、事前に本学会事務局へ申請し、承認を受けなければならない。

8. 問い合わせ先

日本支援者支援学会事務局

E-mail : info@shienhashien.org